由利本荘市公共施設等総合管理計画

追記 令和 5年3月 改訂 令和 4年3月 策定 平成29年3月

由利本荘市

目 次

I.公共施設等総合管理計画について	
1.策定の趣旨	1
2.計画の位置付け	1
3.計画期間	2
4.公共施設等の範囲	2
Ⅱ.由利本荘市の概要	3
1.市の概況	
2.公共施設等の状況	
3.人口の動向	
4.財政の状況	
Ⅲ.公共施設の計画的な管理に関する基本方針	
1.全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	
2.現状の課題に関する基本認識	
3.公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
4.維持コストの見通し	15
5 施設総量の適正化目標の検討	22
6 フォローアップの実施方針	24
Ⅳ.施設分類ごとの管理に関する基本方針	27
1.方針策定の考え方	27
2.各施設の方向性	31
V.インフラ施設の管理に関する方針	43
1.道路及び橋りょう	43
2.ガス	44
3.上水道	44
4.下水道	44

I.公共施設等総合管理計画について

1. 策定の趣旨

由利本荘市の公共施設は、合併前の1市7町が建設した施設をそのまま引き継いでいることから、 平成27年度末時点で、簡易・小規模なものも合わせて約2,100の施設があり、建物の市民一人 当たりの面積は全国平均と比較しても大変大きい数字となっています。

さらに、道路、橋りょう、上・下水道などのインフラにおいても、施設の老朽化が進み、今後、修繕・更新等に多額の費用が必要になることが見込まれますが、本市の財政状況は、人口減少による市税収入の伸び悩みにより、一層厳しくなることが予想され、公共施設等の更新に係る費用の確保が課題となってきます。

このように公共施設等の老朽化や財源の確保が大きな課題となる中、総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(以下「策定指針」という。)が平成26(2014)年4月に示されたことから、市では長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的にすすめ、財政負担の軽減・平準化や行政サービスの水準の確保に向けた取り組みを実現するため、今後の対策について取りまとめた由利本荘市公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)を平成29年3月に策定しました。

また、平成30年2月には総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」が示され、総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し充実させていくため、策定指針が改訂(以下「改訂指針」という。)されています。

市では、改定指針に従い、「由利本荘市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」(以下「個別施設計画」という。)を令和3年3月に策定・公開するとともに、策定から5年が経過した総合管理計画の改訂をすすめてきました。

このたびの改訂では、単純更新した際の将来費用や維持管理費用のフルコストで算出した金額など各種試算結果の追加を行うとともに個別施設計画に基づいた将来方針の見直しを行いました。

とりわけ将来方針に関しては、新型コロナウイルスの発生により生活様式や市の財政状況が大きく変化したため、平成28年度作成当時から大幅に見直しを進めており、今後も随時協議を重ね、個別施設計画とともに見直しを行っていきます。

その中で、安定した住民サービスの提供と地域振興施策の展開に不可欠な公共施設を適正に維持 管理するとともに、施設数の削減を図りながら将来の計画的な建替えや大規模改修に備えることが、 本市の行政運営における喫緊の課題です。

2.計画の位置付け

本計画は、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」や財政計画との調整を図りながら、将来にわたり持続的な行政運営を行うため、公共施設等の現状と課題を把握し、維持すべき施設機能を考慮しながら、公共施設の縮減を図るため、施設分類ごとの方向性と、個別施設の具体的な維持等について示したものです。

3.計画期間

本計画は本市が保有する公共施設等の今後のあり方について基本的な方向性を示すものであり、 計画期間は平成29年度から令和18年度までの20年間とします。

4.公共施設等の範囲

本計画は、市が保有する財産のうち公共施設等を対象とし、公共建築物とインフラ(市道、農林道、橋りょう、ガス、上下水道施設)とします。

Ⅱ.由利本荘市の概要

1.市の概況

(1) 自然的状况

由利本荘市は秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市等に接し、県庁所在地である秋田市には20km~75kmの圏内となっています。

南に標高2,236mの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、中央を1級河川子吉川が貫流して日本海に注ぎ、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の3地帯から構成されています。

面積は、1,209.59km(東西約32.3km、南北約64.7km)で秋田県の面積の約10.7% を占めています。

気候は、県内では比較的温暖な地域ですが、海岸部と山間部では気候条件が異なり、特に冬季においては積雪量に差がみられます。

(2) 歷史的状況

幕末までは、亀田・本荘・矢島の3藩に分かれていましたが、廃藩置県後、本荘県・亀田県・矢島県を経て、郡区町村編成法の制定により秋田県由利郡となり、当区域はこれに属していました。その後、明治22年の市町村制施行時のいわゆる明治の大合併、そして、昭和29年から31年までの昭和の大合併等の変遷により、現市の前身である1市7町(本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町)の区域が決定しました。

それから、約50年の年月を経て、平成の大合併により平成17年3月22日に1市7町による 広域合併が行われ「由利本荘市」が誕生しました。

(3) 社会的、経済的状况

本市の基幹産業である農業は、良質米の生産を中心とした稲作経営を主体に取り組んできましたが、米価の低迷や農産物の輸入自由化などにより、厳しい農業経営となっています。

農業を主とした第1次産業就業者人口は、近年の農業情勢に伴い著しく減少しており、社会経済の変化により第2次産業は微減、第3次産業は増加傾向が強まっています。

その中にあって、地域内産業として新たな特産品の開発や、経済作物としての取り組みと地場産業の振興に努めています。また、本市には高等学校5校、県立大学等の教育機関が設置されており、産学官金の連携による各産業のさらなる発展が期待されています。

2.公共施設等の状況

(1)公共施設の保有状況

平成27年度末で本市が所有する公共施設 (建物) の棟数は2,110棟、延べ床面積は633,142㎡であり、平成28年3月31日現在の住民基本台帳人口80,282人に対する市民一人当たりの延べ床面積は7.89㎡となっています。また、施設を類型別に分別すると、小中学校が最も多く24.2%、次いで公営住宅8.8%、庁舎等6.4%、体育館5.9%、社会教育施設5.8%となっています。

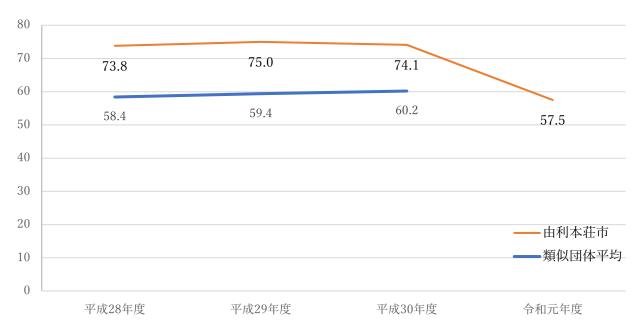
NO	区分	棟数	面積 (m²)	割合 (%)
1	庁舎等	74	40, 744	6. 4
2	集会施設	103	22, 279	3. 5
3	情報関連施設	30	841	0. 1
4	小学校	126	81, 506	12.9
5	中学校	84	71, 238	11.3
6	その他教育施設	26	6, 111	1
7	公民館	13	9,007	1.4
8	社会教育施設	59	36, 789	5.8
9	体育館	42	37, 447	5. 9
10	プール	13	7, 582	1.2
11	運動公園	24	3, 354	0.5
12	その他体育施設	41	23, 761	3.8
13	文化施設	28	23, 656	3.7
14	保育園	14	7, 133	1. 1
15	児童館	10	3, 711	0.6
16	高齢者福祉施設	26	18, 120	2.9
17	その他福祉施設	3	4,075	0.6
18	診療所等	6	2, 507	0.4
19	保健センター	10	5, 818	0.9
20	墓地・斎場	7	2, 444	0.4
21	環境・清掃施設	24	9,634	1.5
22	農業振興施設	31	5, 855	0.9
23	畜産振興施設	66	20, 875	3.3
24	漁業振興施設	3	975	0.2
25	林業振興施設	3	506	0.1
26	道の駅・温泉・宿泊施設	33	24, 738	3.9
27	公園・休憩施設等	145	3, 167	0.5
28	鉄道関連施設	20	1,741	0.3
29	スキー場	15	2, 912	0.5
30	工業振興施設	13	15, 612	2.5
31	観光振興施設	149	17, 987	2.8
32	除雪関連施設	15	5, 307	0.8
33	水道施設	127	14, 296	2.3
34	排水処理施設	69	26, 166	4.1
35	公営住宅	412	55, 481	8.8
36	消防施設	160	15, 438	2.4
37	その他	86	4, 330	0.7
	計	2, 110	633, 142	100

(2) 有形固定資産減価償却率の推移

平成28年度から令和元年度までの有形固定資産減価償却率は次のグラフのように推移しています。

有形固定資産減価償却率は、合併以前の各団体で整備された資産が多く整備後20年以上経過していることから、類似団体平均を上回っており有形固定資産の老朽化が伺えます。そのため、本計画に基づき施設保有数の適正化に取り組みます。

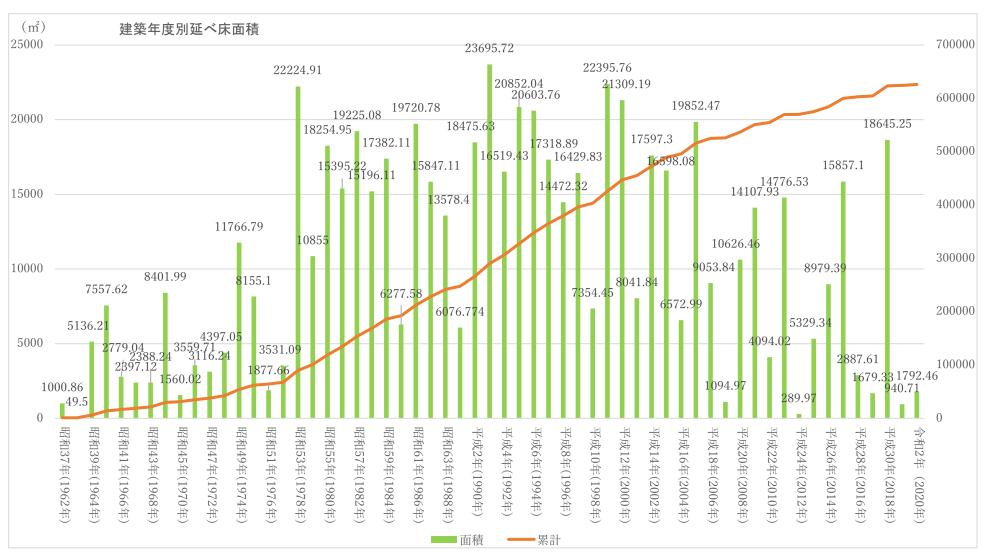
※ 有形固定資産減価償却率とは有形固定資産のうち、建物、工作物等の償却資産について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを表しています。数値が100%に近いほど資産の老朽化が進んでいると言えます。



※ 類似団体平均の令和元年度は未発表。

(3)公共施設の整備状況

公共施設の整備状況を建築年度別に総延床面積でみますと、昭和53年に急激な伸びを見せており、昭和60年、平成元年など整備面積の低い年があるものの、平成9年までは比較的整備面積が大きいことが分かります。それらの施設が建築後20年以上となることから、今後施設維持に多額の費用を要することが伺えます。



(4) インフラの状況(令和4年3月現在)

インフラ施設の保有状況は、次の通りです。

(1) 道路及び橋りょう

区分	路線数	総延長(km)	橋りょう数	トンネル数
市道	3, 662	2, 118	9 3 7	7
農道	178	89	5	_
林道	153	327	64	1

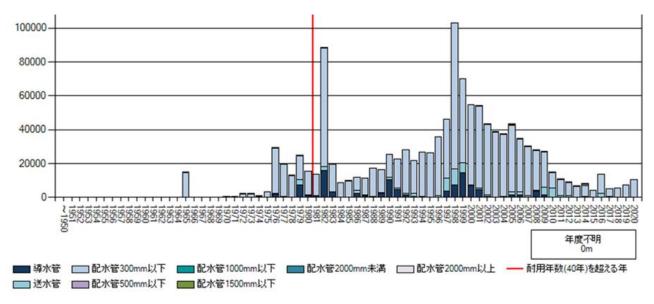
(2) ガス

種別	延長(m)
本支管延長	207, 704
供給管延長	29, 418
合計	237, 122

(3) 上水道

種別	延長(m)
導水管	105, 698
送水管	58, 739
配水管	1, 058, 395
合計	1, 222, 832

水道管路については、延長にして 1,222,832m が整備されており、そのうち 128,862m (11%) は耐用年数40年を経過しています。

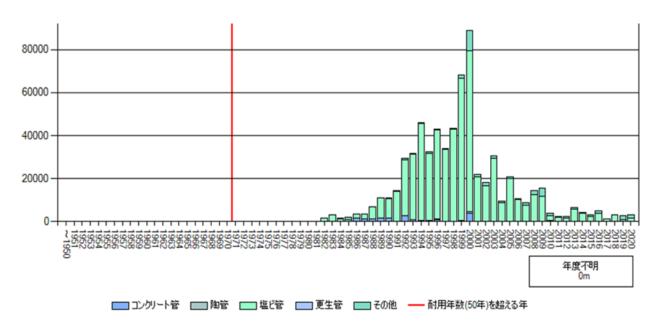


建設年度別整備状況 上水道 延長

(4) 下水道

種別	延長(m)
コンクリート管	19,916
塩ビ管	607, 560
その他管	37, 386
合計	664, 862

下水道管路については、延長にして664,862mが整備されており、耐用年数(50年)を経過した管路はありません。

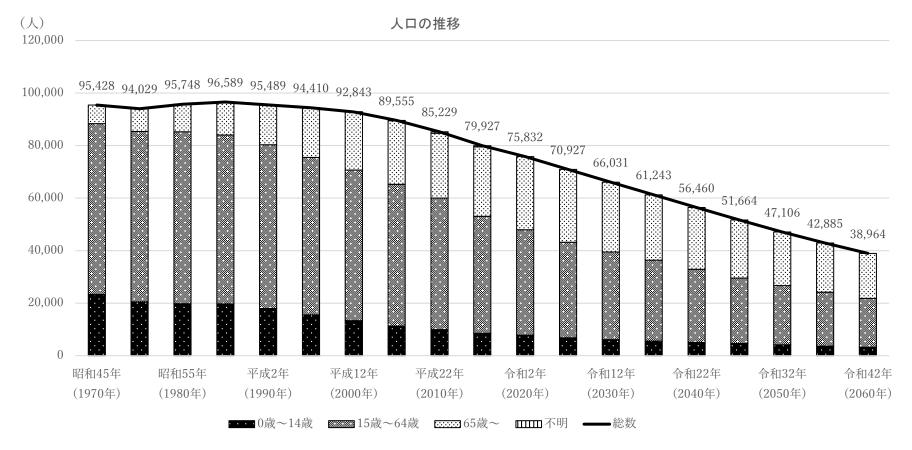


建設年度別整備状況 下水道 延長

3.人口の動向

本市の人口は昭和45年から昭和55年にかけて約9万5,000人程度で、ほぼ横ばいの状態でしたが、昭和60年の9万6,589人を境に減少傾向が続き、平成27年に行われた国勢調査では79,927人となりました。

また、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)が行った日本の地域別将来推計人口によると、令和17年の人口は61,243人と推計されており、20年間で約18,000人の減少が見込まれています。



※ 昭和54年から平成27年までは国勢調査人口、令和2年以降は社人研の人口推計及び由利本荘市人口ビジョンによるものです。

4.財政の状況

(1) 歳入歳出の推移

令和2年度における歳入決算額は、599億3,800万円で、自主財源である市税については、83億500万円であり、合併後75億円から84億円の間で推移しています。歳出決算額は578億8,300万円で、特別定額給付金約75億円など各種新型コロナウイルス対策事業を行ったことにより、歳入歳出ともに合併後最大の決算額となっています。人件費については、職員の定数削減を進め合併後から令和元年度までは減少傾向でありましたが、令和2年度から会計年度任用職員制度がスタートし、当該経費が物件費から人件費へと移行になったことで増加に転じています。義務的経費(人件費、扶助費、公債費)については、21億円から25億円で推移しています。

令和2年度の投資的経費は77億7,700万円で、合併後一番高い金額であった平成19年度の134億3,400万円と比較すると57.9%で、歳出総額に占める割合は13.4%となっています。

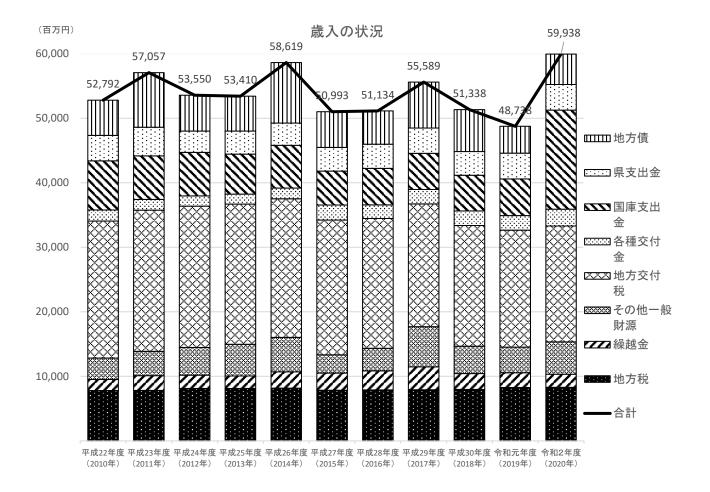
普通会計決算額の推移

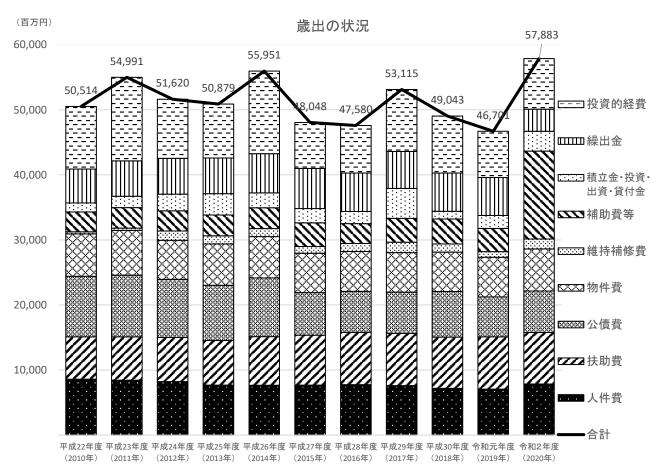
【歳入】 (単位:百万円)

予算科目	平成 27 年度 (2015 年)	平成 28 年度 (2016 年)	平成 29 年度 (2017 年)	平成 30 年度 (2018 年)	令和元年度 (2019 年)	令和2年度 (2020 年)
地方税	7, 849	7, 906	7, 915	7, 967	8, 264	8, 305
繰越金	2,668	2, 945	3, 555	2, 473	2, 294	2, 035
その他一般財源	2, 812	3, 488	6, 235	4, 244	3, 955	5,001
地方交付税	20, 890	20, 115	19, 010	18, 676	18, 130	17, 961
各種交付金	2, 320	2, 122	2, 232	2, 267	2, 264	2,605
国庫支出金	5, 272	5, 656	5, 619	5, 539	5, 678	15, 357
県支出金	3, 669	3, 738	3, 919	3, 653	3, 996	3, 966
地方債	5, 513	5, 164	7, 104	6, 519	4, 157	4, 708
合計	50, 993	51, 134	55, 589	51, 338	48, 738	59, 938

【歳出】 (単位:百万円)

予算科目	平成 27 年度 (2015 年)	平成 28 年度 (2016 年)	平成 29 年度 (2017 年)	平成 30 年度 (2018 年)	令和元年度 (2019 年)	令和2年度 (2020年)
人件費	7, 685	7, 760	7, 597	7, 178	7,068	7, 863
扶助費	7, 664	8, 052	8,054	7, 882	8,044	7, 920
公債費	6, 554	6, 283	6, 323	7,011	6, 124	6, 370
物件費	6, 044	6, 123	6, 081	6, 044	6, 111	6, 454
維持補修費	1,046	1, 240	1,609	1, 275	861	1,547
補助費等	3, 638	3, 052	3, 663	3, 828	3, 562	13, 509
積立金·投資·出資·貸付金	2, 192	1,874	4, 581	1, 176	1, 988	3, 035
繰出金	6, 176	5, 907	5, 697	5, 893	5, 841	3, 408
投資的経費	7, 049	7, 289	9, 510	8, 756	7, 102	7, 777
合計	48, 048	47, 580	53, 115	49, 043	46, 701	57, 883





(2) 今後の財政状況

歳入については、財源として大きな割合を占める地方交付税が、合併後10年を経過したことにより普通交付税の合併算定替の特例措置が平成31年度(令和元年度)で終了したほか、合併特例債が令和3年度で限度額に達する見込みであること、さらには人口減少や新型コロナウイルスの影響により地方税の回復が見込めないなど、歳入全体として減少していくことが推測されます。

歳出については、高齢化が進むことにより扶助費の増加が見込まれているほか、公共施設等の維持補修に関する経費については、本計画に基づき、公共施設の最適な配置を進めながら、公共施設等総合管理基金を活用していくことになりますが、その対応には歳出全体の抑制をさらに進めなければなりません。市総合計画新創造ビジョン後期計画と第4次行政改革大綱を柱に身の丈に合った行財政運営を徹底し、持続可能な財政基盤の確立に努める必要があります。

財政推計(普通会計)

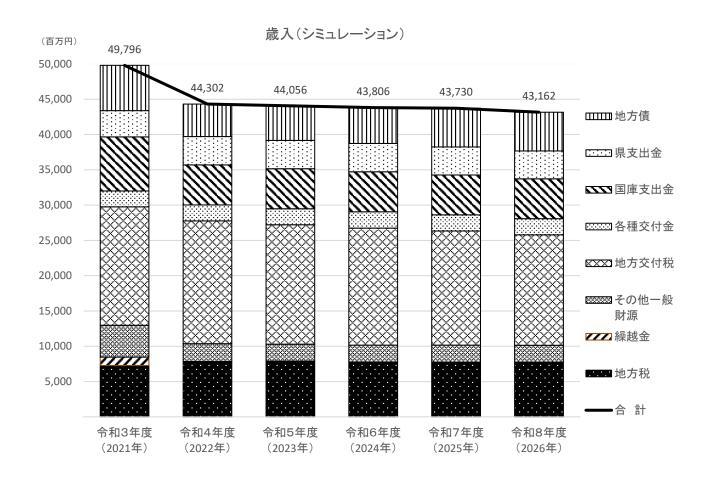
【歳入】 (単位:百万円)

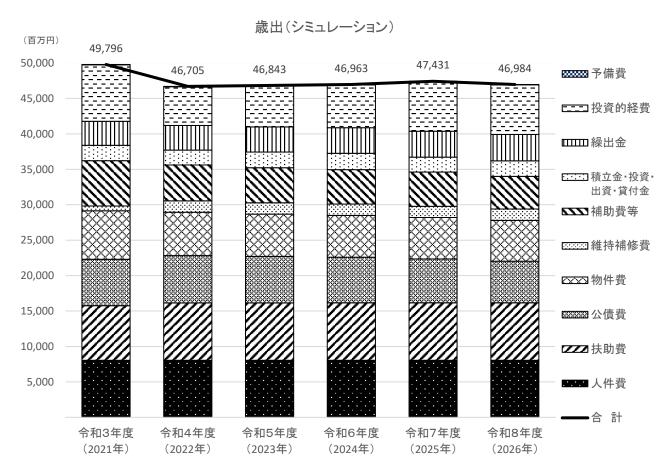
	6月補正後		推	計	額	
予算科目	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022 年)	令和5年度 (2023 年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025 年)	令和8年度 (2026 年)
地方税	7, 285	7,850	7, 897	7, 768	7, 758	7, 748
繰越金	1165	1	1	1	1	_
その他一般財源	4, 517	2, 516	2, 400	2, 397	2, 397	2, 397
地方交付税	16, 790	17, 396	16, 916	16, 578	16, 167	15, 629
各種交付金	2, 250	2, 258	2, 258	2, 297	2, 297	2, 297
国庫支出金	7, 659	5,682	5,686	5, 689	5,652	5, 654
県支出金	3, 714	3, 998	3, 999	4,001	3, 959	3, 937
地方債	6, 416	4,602	4, 900	5, 076	5, 500	5, 500
合 計	49, 796	44, 302	44, 056	43, 806	43, 730	43, 162

【歳出】 (単位:百万円)

	6月補正後		推	計	額	
予算科目	令和3年度 (2021 年)	令和4年度 (2022 年)	令和5年度 (2023 年)	令和6年度 (2024 年)	令和7年度 (2025 年)	令和8年度 (2026 年)
人件費	8,055	8,055	8,055	8,055	8,055	8, 055
扶助費	7, 708	8,081	8,089	8, 097	8, 105	8, 113
公債費	6, 548	6, 683	6, 562	6, 447	6, 188	5, 856
物件費	6, 831	6, 139	5, 970	5, 907	5, 844	5, 782
維持補修費	688	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
補助費等	6, 398	5, 046	4, 946	4, 859	4, 819	4,606
積立金・投資・出資・貸付金	2, 160	2, 112	2, 223	2, 301	2,099	2, 182
繰出金	3, 382	3, 479	3, 534	3,603	3, 667	3, 735
投資的経費	7, 972	5, 456	5, 810	6, 040	7,000	7,000
予備費	54	54	54	54	54	54
合 計	49, 796	46, 705	46, 843	46, 963	47, 431	46, 984

※令和3年度については予算額(6月補正まで)





※ 令和3年度については予算額(6月補正まで)

Ⅲ.公共施設の計画的な管理に関する基本方針

1.全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

すべての関係者が適切な意思決定と合意形成に基づいて、本計画を推進していくための全庁的な 取組体制と情報管理・共有方策について下記のように定めました。

(1) 全庁的な取組体制の構築

公共施設に関する情報は、固定資産台帳などを活用するとともに、公共施設維持管理状況などは、 各施設所管課により適時にシステム入力を行い、公共施設の情報をいつでも把握できる状態としま す。

また、各施設所管課においては、施設の利用状況や市民ニーズを把握し、常に維持方針を検討していくこととします。

(2)情報管理・共有方策について(進捗状況の評価等を集約する部署について)

公共施設の情報の洗い出しについて、各施設担当課における公共施設等管理の情報を行政改革推 進課で集約・管理を行います。その際には、各施設担当課へのヒアリングおよび財政課と各課との 調整を行い、財政状況を踏まえた管理を行います。

また、個別施設計画の進捗管理および総合管理計画の進捗状況の評価等を集約し、部長級以上の会議の場で施設の管理に係わる検討を行うなど部局横断的に取組めるよう、全庁的な体制を構築します。

なお、全庁的な計画の共有について情報の発信も併せて行っていきます。

2.現状の課題に関する基本認識

本市はこれまでも人口減少が続き、平成27年度の国勢調査人口は79,927人となりましたが、今後もこの傾向は継続し、20年後の令和17年には61,243人まで減少することが推計されており、令和42年には4万人を割り込むとされています。同時に少子高齢化も進む傾向にあります。

人口減少に伴う世代構成の変化により、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。また、人口の増減や年齢構成の推移も、各地域によって異なっていくことが見込まれます。このような状況変化に合わせた、施設規模の見直し、既存施設の活用や整備を通じて、市民ニーズに適切に対応していくことが必要となります。

3.公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後、市全体として最適化を図るため、地域性を尊重しつつも、ブロック化等を検討しながら、 集約化・複合化を見据え、効果的に公共施設等を維持管理するために、以下のとおり基本的な方針 を定めます。

(1) 基本方針

- ① 施設数、面積を減らし、限られた財源の中で使えるものは使い、4期終了時点で当初計画と 比較し、棟数37%、面積37%の縮減を目指す。
- ② 新規の建物は、集約・複合化を検討しながら、必要最小限とし、既存の建物については、可能な限り民間への譲渡を進める。

- ③ 市民生活に大きな影響を与えないように配慮しながら、将来的に更なる縮減を目標に、「の こす」「こわす」「まとめる」で分類する。
- ④ 避難所となっている施設については、施設の集約とともに避難所の配置を随時協議する。
- ⑤ 土地を借り上げている施設は優先的に解体する。
- ⑥ 100万円を超える修繕が見込まれる場合は、管理計画との整合をはかり存廃について協議 する。
- ⑦ 改築や更新、修繕等を行う場合は施設の建築年度や老朽度、必要経費だけではなく、市民ニーズ や利用状況(現在の利用人数および耐用年数終了時に想定される利用人数)等を判断材料に加え る。

(2) 個別方針

- ① 建物を客観的に評価する(1次評価、2次評価)。
- ② 建物を37に分類し、それぞれの方針を決める。
- ③ 建物個々の将来方針を決める。

4.維持コストの見通し

市が所有している施設は、平成27年度末時点で学校や庁舎など大規模な建物が約600施設、 野外トイレや四阿など小規模な建物が約1,500施設、合計約2,100施設ありました。

平成28年度の当初計画策定時には大規模な建物については、秋田県立大学本荘キャンパスに委託し維持費を試算、10年間で約120億円が必要とされました。残りの小規模な建物についても試算した結果、10年間で約40億円の維持費が必要とされ、全ての建物を維持するには、10年間で約160億円の維持費が見込まれる結果となりました。

年間16億円の維持費は市の財政に大きな負担となることから、計画を策定する上で財源的な見通しをたてるため、建物個々の将来方針を決め、その結果を反映した維持費について試算をいたしました。 (P16公共施設の維持管理費試算一覧・P17分類ごと維持管理費参照)

その結果、新たに発生した解体費を含め、10年間で約120億円の維持費が見込まれ、年間12億円の維持費となりましたが、それでも市の財政が支えるには大きな負担となるため、更に施設の修繕周期を理想的な周期から現実的な周期に改め、10年間で約60億円、年間約6億円の維持費とし、これらの財源については、公共施設等維持補修基金や過疎債などを見込みました。

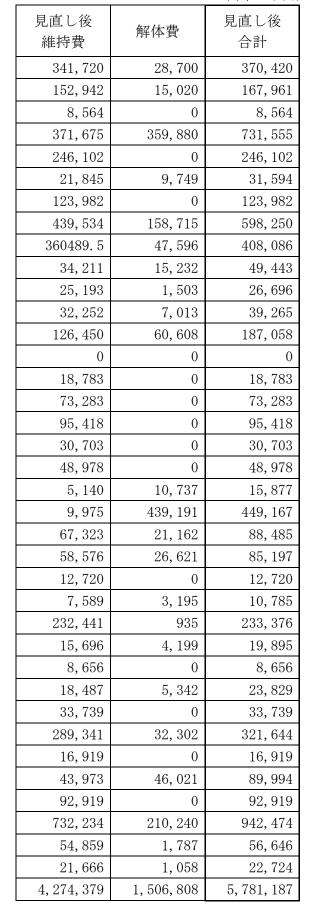
このように平成28年度の当初計画策定時には、施設の修繕費や解体費などを維持費としていましたが、令和3年度の更新においては、より詳細な維持費を算出するため、人件費、光熱水費、委託料、減価償却費などを盛り込んだ額(フルコスト)とし、試算を行いました。

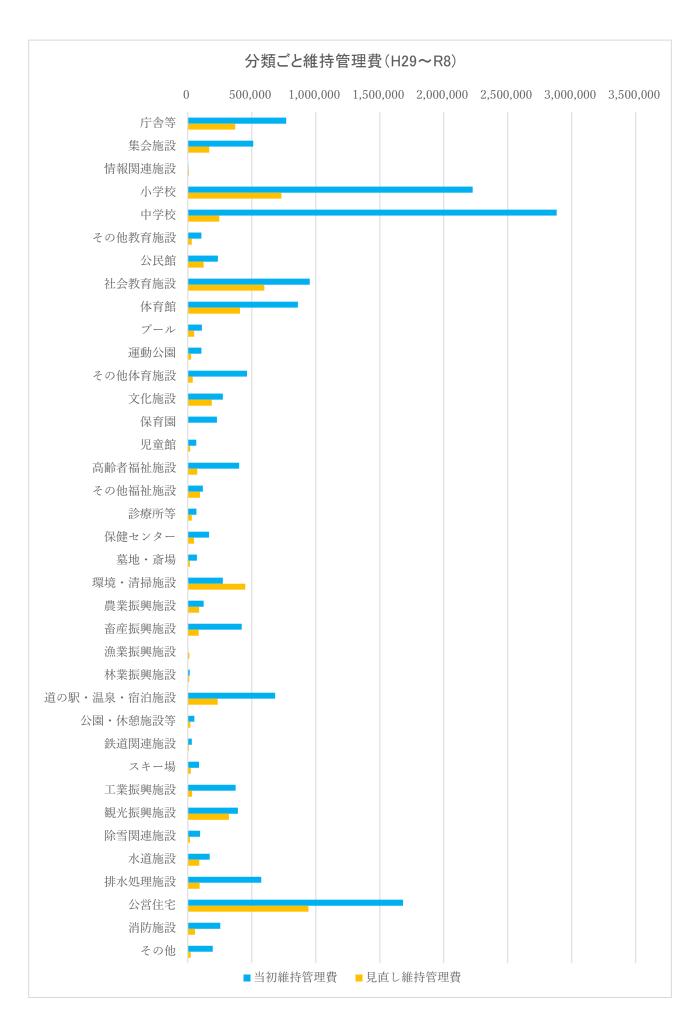
フルコストにより、施設分類ごとに維持費をより詳細に分析し、施設の将来方針の見直しを行うとともに、固定資産台帳を活用してフルコストの精緻化を進めた結果、これまでに試算された維持費を大きく上回った値となっています。

公共施設の維持管理費試算一覧(H29~R8)

(単位:千円)

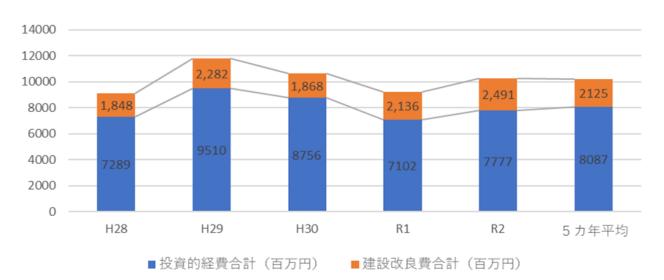
	\\.\.
類別	当初
	維持費
庁舎等	768, 937
集会施設	511, 986
情報関連施設	5, 222
小学校	2, 226, 521
中学校	2, 882, 278
その他教育施設	105, 968
公民館	234, 561
社会教育施設	953, 111
体育館	860, 234
プール	109, 588
運動公園	106, 316
その他体育施設	462, 896
文化施設	273, 419
保育園	227, 841
児童館	66, 289
高齢者福祉施設	400, 878
その他福祉施設	117, 692
診療所等	67, 224
保健センター	165, 916
墓地・斎場	71, 081
環境・清掃施設	273, 972
農業振興施設	123, 266
	420, 975
漁業振興施設	1,860
林業振興施設	15, 138
道の駅・温泉・宿泊施設	683, 213
公園·休憩施設等	51, 748
鉄道関連施設	31, 113
スキー場	86, 866
工業振興施設	374, 391
観光振興施設	391, 529
除雪関連施設	96, 789
水道施設	170, 755
排水処理施設	574, 099
公営住宅	1, 682, 216
消防施設	253, 162
その他	195, 240
合計	16, 044, 291
□ н1	10, 011, 201





(1) 投資的経費等の推移

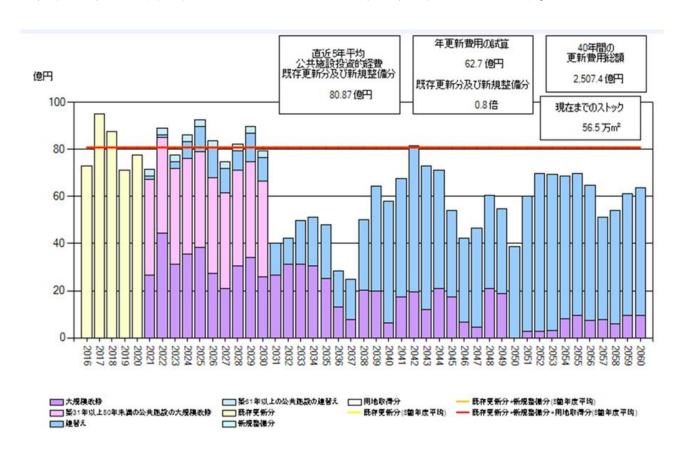
投資的経費等については、平成28年度以後、約91億円から118億円の水準で推移しており、5か年平均では約80.8億円となっています。また建設改良費については、5か年平均では約21.2億円となっており、建設改良費を含む5か年の平均投資額は約102億円となっています。



(2) 公共建築物の更新費用推計

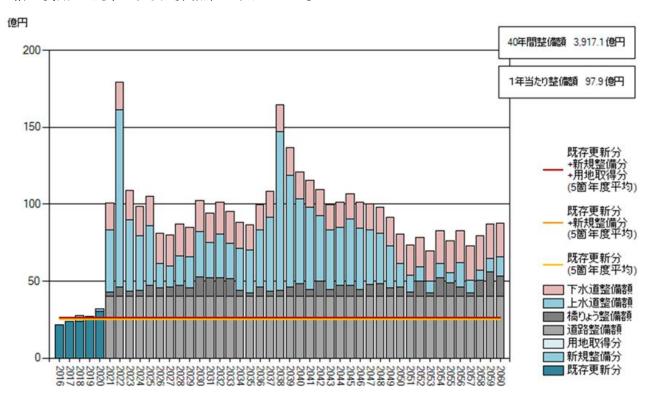
公共建築物の今後の更新費用を試算したところ、平成31年度から令和42年度までの40年間で約2,507.4億円となり、年平均更新費用は約62.7億円となります。

大型の新規整備が続いた直近5か年の平均投資額は約80.8億円となっていますが、令和4年から令和8年までの5か年の平均投資的経費の推計は約62.6億円と見込まれ、今後の財政規模の縮小や災害等の予期せぬ支出を考慮すると想定されている更新が困難な見込みとなります。



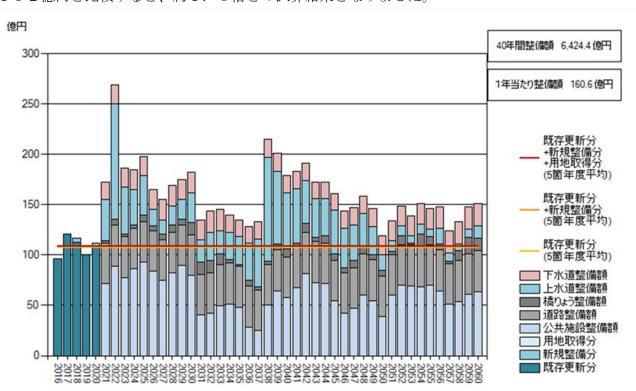
(3) インフラ施設の更新費用推計

インフラ施設の更新費用は、今後40年間で約3,917.1億円となり、年平均更新費用は約97.9億円となります。また、直近5か年の平均建設改良費約21.2億円と比較すると、約4.6倍の費用が必要となる試算結果となりました。



(4) 公共施設等(公共建築物・インフラ施設)の更新費用推計

公共建築物とインフラ施設を合算した公共施設等全体の更新費用は、今後40年間で約6424. 4億円となり、年平均更新費用は約160.6億円となります。また、直近5か年の平均投資額約102億円と比較すると、約1.6倍との試算結果となりました。



(5) 公共施設等の更新費用推計の試算条件

本市が保有する公共施設等を今後も維持し、同種・同規模で更新した場合の費用推計については、 総務省が監修した「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書」(平成23年3月 財団法人 自治総合センター)を基に試算条件を設定しました。

建築物	・建設後30年で大規模改修し、耐用年数60年を経過した年度に、更新すると仮定する。 ・経過年数が31年以上50年までのものについては、今後10年間で均等に大規模改修をすると仮定する。 ・経過年数51年以上のものについては、建替時期が近いことから、大規模改修は行わず60年を経過した年度に建て替えると仮定する。 ・耐用年数を経過しているものは、今後10年間で均等に更新する。 ・建替及び大規模改修については、設計・施工と複数年度に費用がかかることを想定して、建替は3年間、大規模改修は2年間に振り分けて算定する。
道路	・舗装面積を耐用年数の15年で割った面積を毎年度更新すると仮定する。
橋りょう	・整備した年度から耐用年数60年を経過した年度に更新すると仮定する。
水道	・整備した年度から耐用年数40年を経過した年度に更新すると仮定する。 ・建築物は公共建築物に準じて算定する。
下水道	・整備した年度から耐用年数50年を経過した年度に更新すると仮定する。 ・建築物は公共建築物に準じて算定する。

○公共建築物

(単位:万円/m²)

大分類	大規模改修	更新(建替え)
市民文化系施設	2 5	4 0
社会教育系施設	2 5	4 0
スポーツ・レクリエーション系施設	2 0	3 6
産業系施設	2 5	4 0
学校教育系施設	1 7	3 3
子育て支援施設	1 7	3 3
保健・福祉施設	2 0	3 6
医療系施設	2 5	4 0
行政系施設	2 5	4 0
公営住宅等	1 7	2 8
供給処理施設	2 0	3 6
その他	2 0	3 6

\bigcirc	道路	(単位:円/㎡)
	一般道路	4,700

○ 橋りょう

(単位:千円/m²)

PC 橋・RC 橋・石橋・木橋・その他	4 2 5
鋼橋	5 0 0

○ 水道 (抜粋)

(単位:千円/m²)

	管径	単価
導水管及び送水管	300㎜未満	100
等水官及い医水官	300~500㎜未満	1 1 4
配水管	~150㎜以下	9 7
百C.水.官	~200㎜以下	100

○下水道(抜粋)

(単位:千円/m²)

	管径	単価
管種別	コンクリート管・ 塩ビ管等	1 2 4
	更正管	1 3 4
管径別	~150㎜以下	6 1

5 施設総量の適正化目標の検討

今後40年間の公共施設等の更新費用が多大なものとなる試算結果に対し、公共建築物については、施設総量の適正化目標を検討しました。適正化目標は、将来負担できる更新費用の上限を、現在の投資額と想定し、超過する更新費用の割合に比例する延床面積を縮減する数値目標とします。

(1) 現状維持した場合の更新費用推計

現状の施設総量を維持した場合の更新費用は、今後40年間で約6424.4億円となり、年平均更新費用は約160.6億円となります。また、直近5か年の平均投資額約102億円と比較して約1.6倍の費用が必要となり、今後も現状の投資額が維持されると仮定したとしても、約37%の公共建築物は更新できないため、複合化、集約化、廃止等により縮減する必要があります。

(2) 施設総量適正化目標の設定

平成28年度に策定した由利本荘市公共施設等総合管理計画では、基本方針として、「20年後には棟数25%、面積21%の縮減を目指す。」と示しています。

しかしながら、その後の5年間の間に新型コロナウイルス感染症という当時想定されていない事象が発生いたしました。また、人口減少にも歯止めはかかっておらず、市の財政状況は厳しさを増しています。

前項で示したとおりに今後も現状の投資額が維持されると仮定したとしても、約37%の公共建築物は更新できない状況であり、5年前に策定した削減目標の「棟数25%、面積21%」を大きく上回る数値となっています。

今後の公共建築物の維持更新に当たっては、予防保全による長寿命化と人口減少に応じた適正規模の見直しを前提とし、施設総量の適正化目標は現状の「棟数25%、面積21%の縮減」から「棟数37%、面積37%の縮減」へと目標を変更することが望ましいと考えられます。

今後、適正化目標に基づき総量縮減に取り組むに当たっては、市民ニーズ、施設の用途及び地域の特性を考慮した上で、更新する施設や拠点とする施設に、近隣施設や類似施設の機能を複合化し、 集約化するなど、効率的な市民サービスの提供を見据えた推進をする必要があります。

(3) インフラ施設について

インフラ施設は複合化、集約化、廃止等に適さないため適正化目標は検討しませんが、今後の維持更新費の増大が予測され、厳しい財政状況が続く中で、整備事業の適正な供給や、点検、診断、予防保全などによる長寿命化対策でライフサイクルコストを縮減するなど、将来負担を軽減することが必要です。

(4) 施設保有量(棟数・面積)の推移

区分		2018 年			
	上 刀		棟数	面積(m²)	
(1)	庁舎等		74	40,744	
(2)	集会施設		103	22,279	
(3)	情報関連施設	Z,	30	841	
(4)	小学校		126	81,506	
(5)	中学校		84	71,238	
(6)	その他教育施	設	26	6,111	
(7)	公民館		13	9,007	
(8)	社会教育施設	ī. Z	59	36,789	
(9)	体育館		42	37,447	
(10)	プール		13	7,582	
(11)	運動公園		24	3,354	
(12)	その他体育施	設	41	23,761	
(13)	文化施設		28	23,656	
(14)	保育園		14	7,133	
(15)	児童館		10	3,711	
(16)	高齢者福祉加	也設	26	18,120	
(17)	その他福祉施	設	3	4,075	
(18)	診療所等		6	2,507	
(19)	保健センター		10	5,818	
(20)	墓地•斎場		7	2,444	
(21)	環境·清掃施	設	24	9,634	
(22)	農業振興施設	ī. Z	31	5,855	
(23)	畜産振興施設	ī.Z	66	20,875	
(24)	漁業振興施設	Z Z	3	975	
(25)	林業振興施設	Z,	3	506	
(26)	道の駅・温泉・	宿泊施設	33	24,738	
(27)	公園·休憩施	設等	145	3,167	
(28)	鉄道関連施設	ī. Z	20	1,741	
(29)	スキー場		15	2,912	
(30)	工業振興施設	 Ž	13	15,612	
(31)	観光振興施設	ī. Ž	149	17,987	
(32)	除雪関連施設	ī. Ž	15	5,307	
(22)	小洋花和※	移管前	127	14,296	
(33)	水道施設※	移管後	(23)	(4,374)	
(2.1)	排水処理	移管前	69	26,166	
(34)	施設*	移管後	(4)	(555)	
(35)	公営住宅		412	55,481	
(36)	消防施設		160	15,438	
(37)	その他		86	4,330	
\ /	計		2,110(1,941)	633,142 (597,610)	
	減少率	移管前 移管後	-> 1- 7 % + 1- 10 - 11 7 TE +	-	

202	21年
棟数	面積(m²)
52	32,378
96	21,287
3	622
105	74,953
87	71,231
30	6,563
13	9,007
51	35,090
37	54,617
12	6,942
25	3,410
56	12,057
23	18,964
0	0
10	3,864
17	15,028
3	4,075
5	2,434
7	4,311
7	2,444
26	9,687
30	5,845
60	20,537
3	975
3	506
33	24,729
135	3,109
18	1,679
15	2,912
6	4,913
147	18,297
15	5,307
23	4,374
4	555
392	53,957
155	15,281
89	4,466
1,793	556,406
-15.02%	-12.11%
-7.62%	-6.89%
	L

[※] 企業局へ移管した水道施設および排水処理施設については公営企業会計により対応する。

6 フォローアップの実施方針

本計画は20年間の計画としており、施設分類ごとの再編方針や、個別施設ごとに概ね5年単位の4期に分けて将来方針を定めていますが、施設の使用状況や社会環境の変化に対応した見直しを行うとともに、個別施設の将来方針については、地域住民等への説明を行い、理解を得ながら行っていきます。

また、計画に大きな変更があった場合には議会への説明・報告を行うとともに、その進捗状況に ついても報告していきます。

(1) 公共施設管理の実施方針

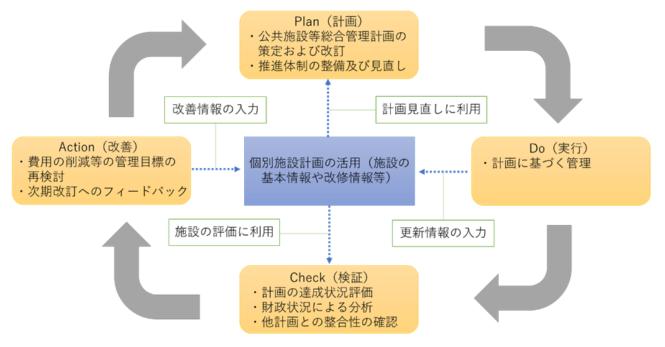
平成30年2月27日付け「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」に基づき、以下のように公共施設管理を推進していくうえでの重点的な実施方針を定めました。

- ① 点検・診断等の実施方針
 - ・ 建物を1次、2次に分けて評価し、その結果に基づき評価区分を決定します。
- ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
 - ・ 個別施設台帳に令和15年度までの修繕予定額を記入することで、将来にわたる金額の見通しをたて、トータルコストの縮減・平準化を目指します。また、将来方針を決定することで施設の全体量を把握し、各課と行政改革推進課、財政課で協議を行うことで必要な施設のみを更新する体制を構築しています。また、個別施設台帳により維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積することが可能で、その情報を総合管理計画の見直しへ反映させ、老朽化対策等に活用していきます。
 - ・ 予防保全型維持管理が適切な施設については、大規模修繕等によるコストが発生しないよう、 損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで、施設の安全性・経済性を確保 できるよう取り組みます。
 - ・ 施設の改築や更新等の際には、時代の変化による施設に対する考え方を踏まえ、統合や複合 化、用途変更、廃止等を検討します。
 - ・ 積極的に民間資金等の活用 (PPP/PFI) を検討し、財政負担の軽減に努めます。
 - ・ インフラ施設は、長寿命化を基本としてライフサイクルコストの縮減に努めます。
- ③ 安全確保の実施方針
 - ・ 点検・診断等により危険性が認められた公共施設等については、同種の施設についても点検 を実施し、未然に事故を防止するよう努めます。
 - ・ 老朽化等により今後も利用見込みのない施設については、事故防止等の観点から廃止を推進 していきます。
 - ・ インフラ施設については、点検基準に基づき適切に安全確保を実施します。
- ④ 耐震化の実施方針
 - ・ 今後の利活用が困難な施設については、他施設との統合や複合化、廃止や解体を検討する等、 必要な施設に対して効率的な耐震化を進めます。
- ⑤ 長寿命化の実施方針
 - ・ 施設の管理については、建物の性能や機能の保持や回復を図る「予防保全型維持管理」を原 則とします。

- ・ 大規模修繕を実施する場合は、修繕後の使用期間および施設の特性、安全性、経済性等を考慮しつつ、様々な修繕内容を検討します。
- ・ インフラ施設については、長寿命化計画の策定・見直しを行います。
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
 - ・ 公共施設等の改修や更新を行う際には、利用者の性別、年齢、障がいの有無などに関わらず 利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化の検討・推進を図ります。
 - ・ バリアフリー化に関しては車椅子専用駐車場・出入口のスロープ・手すり付き洋式便器・手すり付き小便器・車椅子用トイレ・階段の手すりの6項目を満たしているかを個別施設計画で管理し、改修等の際には6項目を満たすよう推進して参ります。
- ⑦ 統合や廃止の推進方針
 - ・ 施設の利活用状況に応じて施設の廃止や統合を実施し、施設総数・総量の縮減や適正化を図ります。その際には多目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等、国・県・周辺市町村との連携も含めて幅広い検討を行います。
 - ・ 必要な施設は適切に維持管理するとともに、人口減少を見据えた棟数・面積の見直しや、同一機能を持つ施設の統合・廃止や異なる機能を持つ施設の複合化を検討します。なおPFI等の民間資金等の活用等、民間との連携も視野に入れた検討を行います。
- ⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
 - ・ 施設に関する情報を共有し、全庁的な視点から施設の利活用を総合調整するため、部長級以 上の会議の場で施設の管理に係る検討を行うなど、部署横断的な推進体制を整備します。
 - ・ 行政改革推進課で管理する情報を施設担当課と共有することで、施設担当課への支援を充実 します。また、財政負担の軽減を図り必要な予算確保に努めるため、行政改革推進課と財政 課との情報交換を密にして連携を強化します。
 - ・ 維持管理・修繕・更新等の状況等を全庁的に共有することにより、施設担当課の知識の向上 を図ります。
 - ・ 本計画の進捗情報を公表すことで、市民や議会との情報共有を図ります。
- ⑨ 行政サービス水準等の検討方針
 - ・ 行政サービスとして必要な水準や機能等を検討するとともに、施設の統合等では市民生活に 与える影響を最小限に抑えつつ、財政負担の軽減とサービス水準の確保を目指します。
- ⑩ 脱炭素化の推進方針
 - ・ 公共施設の脱炭素化の推進方針については、「由利本荘市地球温暖化防止実行計画事務事業 編」に基づき対応します。
- ⑪ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針
 - ・ 用途を廃止した公共施設の利用については「由利本荘市空き公共施設利活用促進条例」に基づき貸付料の減額等の措置を講ずることにより活用を図ります。

(2) PDCA サイクルの推進方針

- ・総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、評価結果に基づき総合管理計画を改訂します。改訂の際には、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを活用し、進捗管理や見直しを行います。
- ・ 1期から4期までの20年間の計画のため、概ね5年ごとに計画の進捗状況を検証した上で、 適宜見直しを行います。また、関連する計画の変更や社会情勢の変化等の状況に応じて見直 しを行います。



総合管理計画の進行管理 (PDCA サイクル) のイメージ

IV.施設分類ごとの管理に関する基本方針

1. 方針策定の考え方

(1)建物の区分

施設の種類ごとに現状を把握する必要があることや、その分類ごとに施設の維持管理方針を検討していく必要があるため、建物を37分類に区分することとしました。

基本的には同分類の施設は同じ方針による維持管理としますが、比較的新しい施設や地域の中心的な施設については、集約や代替施設として個別に利用していくことも検討していきます。

No.	区分	棟数	面積(m²)	主な建物
1	庁舎等	74	40, 744	本庁舎、第2庁舎、各総合支所庁舎、各出張所庁舎及 び付属施設等
2	集会施設	103	22, 279	多目的集会施設条例、集会施設条例、地域交流等施設条例、情報拠点施設条例、農山村集会施設条例、農業担い手センター条例、林業研修集会施設条例、コミュニティセンター条例、創作いきがいセンター条例、農村環境改善センター条例、西滝沢水辺プラザ条例、農業情報管理施設条例等に基づく施設
3	情報関連施設	30	841	CATVセンター条例
4	小学校	126	81, 506	学校設置条例に基づく小学校施設
5	中学校	84	71, 238	学校設置条例に基づく中学校施設
6	その他教育施設	26	6, 111	共同調理場、幼稚園、教職員住宅、スクールバス関連施 設、図書館条例に基づく図書館
7	公民館	13	9, 007	公民館条例、コミュニティセンター条例に基づく施設と関 連施設
8	社会教育施設	59	36, 789	市民交流学習センター条例、セミナーハウス条例、社会 教育コミュニティセンター条例、学習センター条例など社 会教育施設とその関連施設
9	体育館	42	37, 447	体育館条例、武道館条例、健康増進施設条例など体育 施設とその関連施設
10	プール	13	7, 582	本荘プール、遊泳館、由利海洋センタープール、大内 海洋センタープール、東由利プール
11	運動公園	24	3, 354	運動公園条例など運動公園施設とその関連施設
12	その他体育施設	41	23, 761	弓道場、野球場、競技場、テニスコート、ソフトボール 場、サッカー場などの施設とその関連施設
13	文化施設	28	23, 656	文化交流館条例、郷土史資料館条例、天鷺郷施設条例 など文化施設とその関連施設

No.	区分	棟数	面積(m²)	主な建物
14	保育園	14	7, 133	保育園と関連施設
15	児童館	10	3, 711	児童館、子供館、児童センター、学童保育施設、子育て 支援センターと関連施設
16	高齢者福祉施設	26	18, 120	老人憩いの家条例、老人福祉施設条例、デイサービス センター条例、など、高齢者福祉施設とその関連施設
17	その他福祉施設	3	4, 075	鶴舞会館、矢島福祉会館
18	診療所等	6	2, 507	診療所とその関連施設
19	保健センター	10	5, 818	保健センターとその関連施設
20	墓地•斎場	7	2, 444	墓地斎場と関連施設
21	環境•清掃施設	24	9, 634	清掃センター、リサイクル施設、廃棄物処理場、処分場 などの清掃施設とその関連施設
22	農業振興施設	31	5, 855	五峰苑条例、直売所等の条例、さつき栽培センター条例、農林水産物処理加工施設条例などの施設とその関連施設
23	畜産振興施設	66	20, 875	畜産センター条例、堆肥センター条例、矢島牛乳処理 加工施設条例などの畜産振興施とその関連施設
24	漁業振興施設	3	975	岩城水産物養殖研究所と道川漁港関連施設
25	林業振興施設	3	506	矢島、西目の林業センターと関連施設
26	道の駅・温泉・宿泊施設	33	24, 738	温泉保養施設宿泊施とその関連施設、東由利地場産業センター
27	公園•休憩施設等	145	3, 167	農村公園、都市公園などの公園やその他の公園、道の 駅関連施設など
28	鉄道関連施設	20	1, 741	JR駅舎関連施設、鳥海山ろく線駅舎関連施設
29	スキー場	15	2, 912	矢島スキー場、長坂スキー場、大平スキー場施設と関連 施設
30	工業振興施設	13	15, 612	職業訓練センターと貸工場
31	観光振興施設	149	17, 987	赤田大滝、キャンプ場、海水浴場、天鷺村、由利原高 原、八塩いこいの森などの観光施設とその関連施設
32	除雪関連施設	15	5, 307	除雪センター等
33	水道施設	127	14, 296	簡易水道施設と関連施設
34	排水処理施設	69	26, 166	排水処理施設と関連施設
35	公営住宅	412	55, 481	公営住宅と関連施設
36	消防施設	160	15, 438	消防署、分署、各分団施設などの消防施設と関連施設
37	その他	86	4, 330	倉庫、バス待合所など
	計	2, 110	633, 142	

(2)建物の1次、2次評価と結果検討

- ・ 1次評価・・・建物の劣化度を各部位ごとに点数をつけて評価。
- ・ 2次評価・・・利用状況、必要性、機能性、維持管理について点数をつけて評価。
- ・ 築後15年以内の建物は、老朽度の点では問題ないと判断し、1次評価を省略することができる。
- ・ 庁舎等、小学校、中学校、水道施設、排水処理施設、公営住宅、消防施設は、他の計画で方 針を示すことから2次評価を実施しない。

(3)評価類型の検討(1~4の評価区分)

- ・ 方針の中で、平成29年度時点で「解体済み」の建物は、評価類型及び評価を記載しない。
- ・ 1次評価や2次評価を省略した建物は、評価類型及び評価を記載しない。
 - ・ 平成29年からの20年間を4期に分け、将来方針案を作成

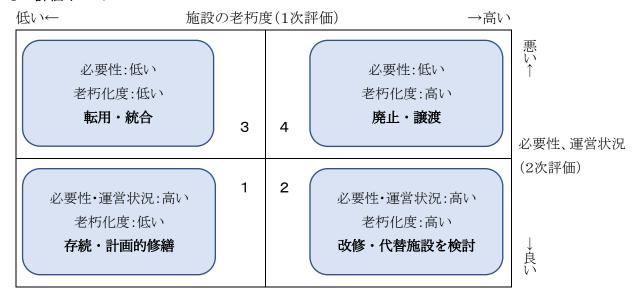


・ 1次評価、2次評価をもとに、大学委託分施設を評価

○ 評価区分

1	存続·計画的修繕	1次評価	19点以下	2次評価	29点以下
2	改修、代替施設を検討	1次評価	20点以上	2次評価	29点以下
3	転用·統合	1次評価	19点以下	2次評価	30点以上
4	廃止•譲渡	1次評価	20点以上	2次評価	30点以上

○ 評価イメージ



(4)建物の将来方針検討

- ・ 今後20年間を想定し、概ね5年単位で方針を検討します。
- ・ 基本的な方針は、表1のとおりとする。

表1 方針コード一覧

1	存続	10	H29-R3改築
2	H29-R3廃止	11	R4-R8改築
3	R4-R8廃止	12	R9-R13改築
4	R9-R13廃止	13	R14-R18改築
5	R14-R18廃止	14	H29-R3解体
6	H29-R3譲渡	15	R4-R8解体
7	HR4-R8譲渡	16	R9-R13解体
8	R9-R13譲渡	17	R14-R18解体
9	R14-R18譲渡	18	解体済·譲渡済

存続: 建物を継続して管理

廃止: 建物の用途を廃止 譲渡: 建物を民間に譲渡

改築: 建物を新たに建替

解体: 建物を解体

解体済・譲渡済: R2時点で解体済・譲渡済

(5)建物の将来方針と併せて、37分類の基本方針を検討

公共施設等の基本方針を検討する中で、施設分類ごとに所管課にヒアリングを行いながら、それ ぞれの地域特性や、市全域のバランス、不公平感の是正などを考慮し、施設のあり方や今後の維持 管理に対する基本的な考え方を整理しました。

これらの考え方を受けて、持続可能な行政運営を行うために、分類ごとに20年後の目標として 再編方針を設定いたしました。

この再編方針についても、状況の変化に応じて見直していくこととしています。

2.各施設の方向性

(1) 庁舎等

主な建物: 本庁舎、第二庁舎、各総合支所庁舎、各出張所庁舎及び付属施設等 施設数と延べ床面積の推移: 74棟、40,744㎡(H29) → 52棟、32,378㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- 庁舎は複合化や縮小等の検討を行う。
- 改築等により不要となった付属的な庁舎は廃止。

人口減少が進み4期までに2千人を下回る地域が出てくるため、庁舎・第二庁舎・各総合支所庁舎については、人口動向に応じた複合化や縮小等の検討を行う。

各出張所は利用状況やコミュニティバス活用状況等の調査を定期的に行い、複眼的な観点から存廃を含め対応する。

(2) 集会施設

主な建物: 多目的集会施設条例、集会施設条例、地域交流等施設条例、情報拠点施設条例、 農業情報管理施設条例、農山村集会施設条例、コミュニティセンター条例等に基づく施設 施設数と延べ床面積の推移: 103棟、22,279㎡(H29) → 96棟、:21,287㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- 自治会の集会施設については譲渡。
- 譲渡できない老朽化した集会施設は廃止。

当該施設のほとんどは、合併前の市町が補助事業を活用して建設した施設を、地域や集落が主に集会施設として使用しているものである。このような施設が公共施設となっている地域は限定されており、主として単一町内が利用している建物と主として複数の町内が利用している建物に大別できる。基本的には、主として単一町内が利用している建物については、その町内と協議を進めながら、将来的には譲渡する。主として複数の町内が利用している建物は、利用状況や利用者の動向を勘案しながら譲渡できないか検討を進めていく。譲渡できない場合は修繕が不要な限り使用可能だが、老朽化が進み修繕が必要となった時点で廃止する。

(3)情報関連施設

主な建物: CATV センター条例に基づく施設

施設数と延べ床面積の推移: 30棟、841㎡(H29) → 3棟、622㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 民間委託や指定管理などアウトソーシングを推進する。

当該施設は、CATV のセンター施設である。現時点では、「存続」とするが、民間委託や指定管

理などアウトソーシングを推進する。

建物以外でも、伝送路(ケーブル・増幅器・バッテリー)の更新などが想定されるため、計画的 に進める必要がある。

(4) 小学校

主な建物: 学校設置条例に基づく小学校施設14校

施設数と延べ床面積の推移: 126棟、81,506㎡(H29) → 105棟、74,953㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 人口動向を適切に把握し、小中一貫校や地域の垣根を超えた統合を検討する。

児童数の減少が進み、4期までに一学年の児童数が3人を下回る地域が出てくる。子供の成長の機会の確保を最優先に考え、小中一貫校や地域の垣根を超えた統合を検討する。

(5) 中学校

主な建物: 学校設置条例に基づく小学校施設10校

施設数と延べ床面積の推移 : 84棟、71,238㎡(H29) → 87棟、71,231㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 人口動向を適切に把握し、小中一貫校や地域の垣根を超えた統合を検討する。

児童数の減少が進み、4期までに中学校の3学年で児童数が約10人になる地域が出てくる。 子供の成長の機会の確保を最優先に考え、小中一貫校や地域の垣根を超えた統合を検討する。

(6) その他教育施設

主な建物: 共同調理場、幼稚園、教職員住宅、スクールバス関連施設

施設数と延べ床面積の推移: 26棟、6,111㎡(H29) → 30棟、6,563㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- 給食センターについては北部と南部に集約し存続。
- 教職員住宅は廃止。

当該施設は、小・中学校に関連した教育施設である。

共同調理場は、西目学校給食センター、鳥海共同調理場は当面「存続」とするが、単独調理場も 含めて再編を行い、共同調理場は「北部」と「南部」に集約する。併せて、運営についても指定管 理の方向で検討を進めていく。

教職員住宅は廃止する。

スクールバスの関連施設である車庫は当面「存続」とするが、将来的には運営を民間に委託する 方針であり、関連施設の管理についても委託や譲渡ができないか検討する。

(7)公民館

主な建物: 公民館条例、コミュニティセンター条例に基づく施設と関連施設

施設数と延べ床面積の推移: 13棟、9,007㎡(H29) → 13棟、9,007㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- 老朽化した施設の改築は行わず、近隣施設や類似施設との集約を行う。
- 付属する体育館は集約を前提として、4期廃止とする。

当該施設は、各地域の公民館とそれに付随する物置等である。公民館施設は可能な限り存続するが、老朽化が著しい施設については、近隣施設や類似施設との集約または廃止とする。

なお、公民館に付属する体育館は近隣施設や類似施設との集約を前提として、4期廃止とする。

(8) 社会教育施設

主な建物: 市民交流学習センター条例、セミナーハウス条例、学習センター条例等に基づく 社会教育施設と関連施設

施設数と延べ床面積の推移: 59棟、36,789㎡(H29) → 51棟、35,090㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- 廃校利用した学習センター等は老朽化が進んだ時点で廃止。
- 地域集会施設については、地域の垣根を越えて集約化・複合化を行う。

当該施設は、市民交流学習センターのほか、日新館、善隣館、有鄰館、紫水館などの地域集会施設、廃校を用途変更した学習センターなどである。

4期までに人口2千人を下回る地域が出てくるため、地域集会施設の1地域1単独施設の考え方を終了し、地域の垣根を越えての集約化や支所等との複合化を行う。

学習センターは、耐震面での課題や施設の老朽化が進んでいることから、耐用年数での解体を徹底する。代替施設があるため、アクアパルのホールは大規模修繕が必要となった時点で廃止する。 ピアノの貸し出し等の利用は将来的にカダーレのみとし、他の施設での維持管理は終了する。 修身館は運営方法を見直す。立志舘は修繕が必要となった時点で廃止する。

(9) 体育館

主な建物: 体育館条例、武道館条例、健康増進施設条例等に基づく体育施設と関連施設施設数と延べ床面積の推移: 42棟、37, 447㎡(H29) $\rightarrow 37$ 棟、54, 617㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- 学校体育館を含めて集約を行い、老朽化した体育館は廃止。
- トレーニングジムは将来的にアリーナのみとする。

当該施設は、各地域の体育館や格技場、武道館などである。

体育館は、学校体育館も含めて集約を行い、老朽化した施設は解体とする。特に、本荘、大内、

岩城地域の体育館の集約を徹底する。

トレーニングジムについてアリーナのみとする。アリーナ以外のジムの更新は行わない。 格技場や武道館、屋内運動施設は耐用年数を超えた時点で廃止する。

(10) プール

主な建物: 南内越、本荘、岩城、B&G海洋センター(大内・由利・西目)、東由利の各プールと遊泳館施設数と延べ床面積の推移: 13棟、7,582㎡(H29) → 12棟、6,942㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 1地域1プールの必要性を協議し、学校プールや民間プールを含めて集約化を 行う。

当該施設は、市民が利用するプールである。将来の人口動向から現状数の維持は行えないため、 1地域1プールの必要性を協議し、学校プールや民間プールを含めて集約化を行う。

(11) 運動公園

主な建物: 運動公園条例等に基づく運動公園とその関連施設

施設数と延べ床面積の推移: 24棟、3,354㎡(H29) → 25棟、3,410㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- 老朽度が進んでいるものや利用率が低い施設は解体する。
- 運動公園施設に新たな投資は行わない。また、エリア整備については整合性に 留意する。

本荘、矢島、由利、大内、東由利、鳥海に運動公園があり、エリア内には屋内運動場やテニスコート、グランドがあるほか、建物としては管理棟やトイレ、四阿などがある。

施設の老朽度が進んでいるものや利用率が低い施設は解体する。

運動公園施設に新たな投資は行わない。また、エリア整備については整合性に留意する。

(12) その他体育施設

主な建物: 弓道場、野球場、競技場、テニスコート、ソフトボール場、サッカー場などの施設 とその関連施設

施設数と延べ床面積の推移 : 41棟、23,761㎡(H29) → 56棟、12,057㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 老朽化が進んでいるものや利用率が低い施設は解体する。

市内の体育施設としては、野球場9カ所(内ナイター設備完備3カ所)、ソフトボール場4カ所、 サッカー場2カ所、屋内運動場(大規模)3カ所、弓道場3カ所、相撲場1カ所などである。

整備を行う施設は水林球場、水林競技場、由利本荘市ソフトボール場、西目サッカー場、本荘弓

道場とする。老朽化が進んでいるものや利用率が低い施設は解体する

(13) 文化施設

主な建物: 文化交流館条例、郷土史資料館条例、天鷺郷施設条例等、文化施設とその関連施設施設数と延べ床面積の推移: 28棟、23, 656㎡(H29) $\rightarrow 23$ 棟、18, 964㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- 文化財の修理・修復に関して、クラウドファンディング等の手法を検討し事業費 を確保する。
- 資料館は集約し、由利本荘市全体で1施設とする。

市内の文化施設としては、文化交流館「カダーレ」を始め、本荘、矢島、岩城、大内の各地域に郷土資料館や文化的施設がある。老朽化した施設が多いことから収蔵効率を考慮しながら存廃を検討する。

文化財の修理・修復に関して、クラウドファンディング等の手法を検討し事業費を確保する。 資料館は集約し、由利本荘市全体で1施設とする。

埋蔵文化財等の収蔵・保管施設については不用となった施設から廃止する。

(14) 保育園

主な建物: 保育園とその関連施設

施設数と延べ床面積の推移: 14棟、7,133㎡(H29) → 0棟、0㎡(R3)

● 民間社会福祉法人に移行済み。

市内には、公立保育園8園があったが、平成29年4月から民間社会福祉法人に移行済み。

(15) 児童館

主な建物: 児童館、子供館、児童センター、学童保育施設などとその関連施設施設数と延べ床面積の推移: 10棟、3,711㎡(H29) → 10棟、3,864㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- 矢島子供館は小学校と集約後に解体する。
- 岩城と大内は2期中に各1施設に集約する。

当該施設は、本荘、矢島、岩城、大内、西目の子育て支援施設である。 矢島子供館は小学校と集約後に解体する。

岩城と大内の施設は2期までに各1施設に集約する。

(16) 高齢者福祉施設

主な建物: 老人憩いの家条例、老人福祉施設条例、デイサービスセンター条例など、

高齢者福祉施設とその関連施設

施設数と延べ床面積の推移 : 26棟、18,120㎡(H29) → 17棟、15,028㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 老人憩いの家は譲渡に向かい、譲渡が受けられない場合は修繕が必要な時点 で廃止する。

当該施設の主なものは、デイサービスセンターや老人憩いの家などの高齢者福祉施設である。 デイサービスセンターは民間法人に貸借しているため修繕は行わない。大規模修繕が必要となっ た時点で廃止協議する。

松ヶ崎老人憩いの家は譲渡に向かうが、譲渡が受けられない場合は修繕が必要な時点で廃止する。

(17) その他福祉施設

主な建物: 鶴舞会館、矢島福祉会館、春の丘地域交流施設いこいの施設施設数と延べ床面積の推移: 3棟、4,075㎡(H29) → 3棟、4,075㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 建物の耐用年数まで存続し、それ以降新たな投資は行わない。

当該施設は、鶴舞会館、矢島福祉会館、春の丘地域交流施設いこいの施設の3施設である。 3施設とも建物の耐用年数まで存続し、それ以降新たな投資は行わない。

(18) 診療所等

主な建物: 診療所とその関連施設

施設数と延べ床面積の推移 : 6棟、2,507㎡(H29) → 5棟、2,434㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- ◆ 大琴診療所は施設の老朽化が著しいことから、修繕が必要となった時点で廃止。
- 鳥海の診療所は、施設や設備の老朽度、財政状況により定期的に存廃の判断を行う。

大琴診療所は施設の老朽化が著しいことから、修繕が必要となった時点で廃止。 鳥海診療所および笹子診療所は、施設や設備の老朽度、財政状況により定期的に存廃の判断を行う。

鳥海診療所医師住宅は活用手段の検討を行う。

(19) 保健センター

主な建物: 保健センターとその関連施設

施設数と延べ床面積の推移 : 10棟、5,818㎡(H29) → 7棟、4,311㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 利用状況に応じて集約や統合の検討を行う。

当該施設は、本荘、岩城地域の保健センターである。

当面全施設を「存続」としたが、利用状況に応じて集約や統合の検討を行う。

(20) 墓地、斎場

主な建物: 墓地、斎場とその関連施設

施設数と延べ床面積の推移: 7棟、2,444㎡(H29) → 7棟、2,444㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 由利、東由利の斎場は廃止する。

当該施設は、水林、矢島、由利、東由利の斎場と新山野墓園の施設である。 由利、東由利の斎場は「廃止」する。

(21) 環境・清掃施設

主な建物: 清掃センター、リサイクル施設、廃棄物処理場、処分場などの清掃施設とその関連施設施設数と延べ床面積の推移: 24棟、9,634㎡(H29) → 26棟、9,687㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 新ゴミ処理施設完成後に環境・清掃施設の再調整を行う。

当該施設は、清掃センター、リサイクル施設、廃棄物処理場などの清掃関連施設である。 新ゴミ処理施設完成後に環境・清掃施設の再調整を行う。

(22)農業振興施設

主な建物: 五峰苑条例、直売所等の条例、さつき栽培センター条例、

農林水産物処理加工施設条例などの農業振興施設とその関連施設

施設数と延べ床面積の推移 : 31棟、5,855㎡(H29) → 30棟、5,845㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 主な施設は譲渡。

当該施設は、さつき栽培センター条例、農林水産物処理加工施設条例などの農業振興施設である。 本荘地域の五峰苑、矢島地域の農林水産物直売施設、東由利地域の農産物処理加工施設、鳥海地 域の生産物直売施設等は譲渡する。

矢島地域のアグリファーム「ふれあい農場」の交流施設とトイレ、西目地域の特産品加工施設等 は廃止する。大内地域のさつき栽培センターは解体する。

(23) 畜產振興施設

主な建物: 畜産センター条例、堆肥センター条例、矢島牛乳処理加工施設条例などの

畜産振興施設とその関連施設

施設数と延べ床面積の推移: 66棟、20,875㎡(H29) → 60棟、20,537㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 施設の譲渡を進めていく。

当該施設は、放牧場、畜産センターなどの畜産振興施設である。施設の譲渡を進めていく。

(24)漁業振興施設

主な建物: 岩城水産物養殖研究所と道川漁港関連施設

施設数と延べ床面積の推移: 3棟、975㎡(H29) → 3棟、975㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 水産物養殖施設は廃止。

当該施設は、市内の漁港、道川・松ヶ崎・西目のうち、道川漁港に設置された施設及び関連施設である。

水産物養殖施設(兼研究所)は廃止する。

人口動向および利用状況を定期的に調査し、施設の存廃を決定する。

(25) 林業振興施設

主な建物: 矢島、西目の林業センターと関連施設

施設数と延べ床面積の推移: 3棟、506m²(H29) → 3棟、506m²(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 矢島林業センターは譲渡、他は廃止。

当該施設は、矢島、西目の林業センター及び関連施設である。矢島林業センターは譲渡する。西 目林業センター及び倉庫は廃止する。

(26) 道の駅、温泉、宿泊施設

主な建物:温泉保養施設・宿泊施とその関連施設及び東由利地場産業センター

施設数と延べ床面積の推移 : 33棟、24,738㎡(H29) → 33棟、24,729㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- 温泉施設は利用状況および経営状況を判断基準として、2期中に2施設譲渡または廃止する。
- 東由利地場産業センターは直営や支所等の複合化を検討する。

当該施設は、温泉保養施設・宿泊施とその関連施設と道の駅「東由利」にある地場産業センターである。

人口動向や利用状況に応じて、規模の縮小や譲渡、廃止等の協議を定期的に行う。

温泉施設は令和4年から6年までの利用状況および経営状況を判断基準として、2期中に2施設 譲渡または廃止する。

東由利地場産業センターは令和8年までの指定管理期間の経営状況に応じて、直営や譲渡、支所 等の複合化を検討する。

(27) 公園、休憩施設等

主な建物: 農村公園、都市公園などの公園やその他の公園とその関連施設

施設数と延べ床面積の推移 : 145棟、3, 167㎡ (H29) → 135棟、3, 109㎡ (R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- 老朽化したトイレや四阿等は、利用者状況を勘案して新たな投資は行わない。
- 法により廃止できない公園以外は、譲渡できない場合は施設の解体に向かう。

当該施設は、農村公園、都市公園及びその他の公園などである。

老朽化したトイレや四阿等は、利用者状況を勘案して新たな投資は行わない。

農村公園は、建物のない公園も含めて、単一町内使用の場合は、そこに「譲渡」。

法により廃止できない公園以外は、譲渡できない場合は施設の解体に向かう。

(28) 鉄道関連施設

主な建物: IR駅舎関連施設、鳥海山ろく線駅舎関連施設

施設数と延べ床面積の推移: 20棟、1,741㎡(H29) → 18棟、1,679㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- 駐輪場、トイレなどの付属施設は、利用状況や建物の老朽度を勘案し解体に向かう。
- 矢島インフォメーションセンターは指定管理ではなく譲渡の協議を行う。

当該施設は、JR駅舎関連施設、鳥海山ろく線駅舎関連施設である。

JR関連施設は、市(合併前の市町含む)がJRに要望し建設したもので、その後の維持管理は 原則として市が行うことになっていることから「存続」とした。

駐輪場、トイレなどの付属施設は、利用状況や建物の老朽度を勘案し解体に向かう。

矢島インフォメーションセンターは指定管理ではなく譲渡の協議を行う。

(29) スキー場

主な建物: 矢島スキー場、長坂スキー場、大平スキー場施設と関連施設

施設数と延べ床面積の推移 : 15棟、2,912㎡(H29) → 15棟、2,912㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- 矢島スキー場休憩室と長坂スキー場、大平スキー場関連施設は廃止。
- 利用状況や財政状況を考慮して、ナイターの終了や規模の縮小を行う。

当該施設は、矢島スキー場、長坂スキー場、大平スキー場の施設である。

矢島スキー場休憩室と長坂スキー場、大平スキー場関連施設は廃止する。

スキー場全体の共通の考えとして、利用状況や財政状況を考慮し、ナイターの終了や規模の縮小を行う。

(30)工業振興施設

主な建物: 職業訓練センターと貸工場

施設数と延べ床面積の推移 : :13棟、15,612㎡(H29) → 6棟、4,913㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 職業訓練センターの研修棟は、老朽化が著しいことから廃止

当該施設は、職業訓練センターと貸工場である。

職業訓練センターについて、研修棟は老朽化が著しいことから廃止する。

(31) 観光振興施設

主な建物: 赤田大滝、キャンプ場、海水浴場、天鷺村、由利原高原、八塩いこいの森 などの観光施設とその関連施設

施設数と延べ床面積の推移 : :149棟、17,987㎡(H29) → 147棟、18,297㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- 本荘マリーナおよび西目海水浴場は砂の状況から廃止
- キャンプ場は市全体で2地域に集約し、2地域以外を廃止する

当該施設は、キャンプ、海水浴をはじめとする観光施設である。

観光施設全体で、集約をすすめ重複施設の廃止を進める。

令和7年頃には本荘マリーナ海水浴場が砂で埋まると想定される。砂で埋まり次第海水浴場およびキャンプ場を廃止する。西目海水浴場は砂浜が無くなり次第廃止する。キャンプ場は令和4年から5年までの利用状況および経営状況を判断基準として、市全体で2地域に集約し、2地域以外を廃止する。

四阿等の付属施設も含めて老朽化した時点で廃止する。

(32)除雪関連施設

主な建物: 除雪関連施設

施設数と延べ床面積の推移: 15棟、5,307㎡(H29) → 15棟、5,307㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 集約を重ねつつ存続とする。

当該施設は、除雪関連施設である。

集約を重ねつつ存続とする。

除雪の在り方(直営か委託かなど)、車庫の考え方(夏期保管場所か出動拠点かなど)、機械の 対応など、検討を重ねていく。

(33) 水道施設

主な建物: 簡易水道関連施設

施設数と延べ床面積の推移 : 127棟、14,296㎡(H29) → 23棟、4,374㎡(R3)

● 公営企業法の適用となる上水道事業へ統合済み。

当該施設は、簡易水道関連施設である。

簡易水道事業は公営企業法の適用となる上水道事業と統合済み。

(34) 排水処理施設

主な建物: 排水処理関連施設

施設数と延べ床面積の推移: 69棟、26, 166㎡(H29) → 4棟、555㎡(R3)

● 公営企業法の適用施設となった。

当該施設は、公共下水道や集落排水施設などの排水処理施設である。

排水処理事業は公営企業法の適用施設となった。

(35) 公営住宅

主な建物: 公営住宅と関連施設

施設数と延べ床面積の推移 : 412棟、55,481㎡(H29) → 392棟、53,957㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

- 人口動向を考慮して大幅に削減する。
- 借地の公営住宅は優先的に解体する。

当該施設は、公営住宅である。

人口動向を考慮して大幅に削減する。その際、借地の公営住宅は優先的に解体する。

本荘地域の松涛団地は、規模を縮小する。

本田仲団地は、施設の老朽化も著しいことや敷地内の建て替えが難しいことから、梵天団地へ集約する。

募集しても応募者が少ない地域は、移住者や子育て世代への譲渡の検討をしながら、大幅に削減 する。

(36)消防施設

主な建物:消防署、分署、各分団施設などの消防施設と関連施設

施設数と延べ床面積の推移: 160棟、15,438㎡(H29) → 155棟、15,281㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 消防団施設は、将来の人口動向と団員数を基準に改築を行う。

当該施設は、消防署、分署、消防団施設などの消防施設と関連施設である。

消防署、分署は予防保全により長寿命化を推進するとともに、人口や面積の類似した自治体を参考にして改築を行う。

消防団施設は、将来の人口動向と団員数を基準に改築を行う。

(37) その他

主な建物: 倉庫、バス停など

施設数と延べ床面積の推移: 86棟、4,330㎡(H29) → 89棟、4,466㎡(R3)

<4期末(令和18年・2036年)までの再編方針(令和4年修正)>

● 利用状況等を的確に把握して不要な整備は行わない。

当該施設は、倉庫、バス停のほか、他の分類できない施設である。

バス停は地域の協力が得られる場合は存続するが、市単独での修繕等は行わない。

普通財産の建物において、特定の団体しか使用しない建物は譲渡へ向かい、市での修繕は行わない。

普通財産の土地において、利用状況を的確に把握して不要な整備は行わない。

V.インフラ施設の管理に関する方針

インフラ施設については、既に策定された長寿命化計画等により維持管理を進めていますが、本 計画と調整を図りながら、その機能を発揮できるよう適切な維持管理を行っていきます。

1.道路及び橋りょう

(1) 計画的管理に関する基本方針

市道は、実延長2,118kmにわたっていますが、道路施設(橋りょう・トンネル・附属施設)は、社会経済活動を支える根幹的なネットワークであることから、その機能を発揮できるよう適切な維持管理を行います。

農林道は、農地、森林整備及び農林業経営に不可欠な基盤施設であり、また、農山村地域では、 生活基盤の重要な施設となっていることから、毎年優先度を見極めながら、施設の修繕等を実施し ています。

(2) 点検・診断等の実施方針

インフラ機能を常に良好な状態に維持するため通常点検、定期点検、異常時点検の各種点検を強化し、異常の早期発見、予防的修繕に取り組み、その状態を適切に判断し、修繕・更新計画に反映させていきます。

(3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全型の維持管理、修繕等を原則としますが、劣化・損傷等でも機能に影響がない場合、あるいは危険を伴わない場合は、ケースに応じて事後保全型の管理を行い、補修・更新費用等の最小化を図ります。また、施設ごとの健全度や緊急性、また社会的影響など様々な要素を総合的に勘案しつつ、補修更新の時期等に優先順位を付け、市財政の状況を踏まえながら、計画的な補修更新を実施します。

(4) 施設ごとの維持管理に関する方針

市道については、平成26年7月の道路法施行令の改正を踏まえ、橋りょう・トンネル・附属施設について、国土交通省より示された定期点検要領に基づき、5年に1回、近接目視(梯子、リフト車・点検車)による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分にします。また、平成26年5月に都道府県単位で設立された「道路メンテナンス会議」で、インフラ長寿命化の推進、道路インフラの維持管理について情報共有や課題解決の連携体制が構築されていることから、県及び市町村の道路管理者と一体となって老朽化対策を進めていきます。

農林道については、施設の利用状況によって5年間から10年間を目安に、定期点検を実施し、 施設ごとに計画期間を設定して健全度を判定します。

市道、農林道の路面の損傷については、道路パトロール等の日常点検により道路施設の状態把握に努めるともに、路面性状調査等を活用しながら最適な修繕方法を検討していきます。

(5) 施設ごとの長寿命化に関する実施方針

市道、農林道については、道路施設(橋りょう・トンネル、道路附属施設)の個別計画を策定す

ることで、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、施設の長寿命化を図ることを目標 とし、修繕・更新費用の平準化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。また、橋りょうにつ いては平成30年度策定した長寿命化計画による取組を継続します。

(6)安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険度が高いと判断される場合や損傷が著しく安全が確保できない場合には、防災の観点から速やかに通行止め、通行規制等の措置を講じます。また、市道、農林道などの道路施設は、災害時の応急活動を支える重要施設となる場合があることから、耐震基準を満たしていない施設については、長寿命化対策と併せて必要に応じて耐震補強を行います。

2.ガス

(1) 基本方針

ガスの保安対策を目的として、由利本荘市ガス経年管対策計画に基づき、経年管更新を着実に推進してまいります。

(2) 保安の確保

白ガス鋼管やアスファルトジュート巻鋼管などの、いわゆる「経年管」と呼ばれる導管については、耐食性及び耐震性に優れたポリエチレン管やPLP鋼管への更新を実施してまいります。

また、需要家のガス設備やガス消費機器等の安全を確認するため、定期的に保安点検を実施し、併せて、経年埋設内管の劣化による事故を未然に防止するため、経年埋設内管取替の推進を図ってまいります。

3.上水道

(1) 基本方針

災害対策及び有収率の向上を目的として老朽管更新(耐震化)事業を計画的に実施してまいります。

(2)整備に関する方針

施設整備計画に沿って施設の拡張改良を行ってまいります。

安全な水道水を供給するための高度浄水施設の建設・改良、災害等緊急時における給水拠点確保のための配水池の建設、緊急時に水道水を相互融通できる管路整備、老朽化した配水管路等の耐震化を整備目標に取り組んでまいります。

4.下水道

(1) 下水道・集落排水施設の現状

下水道・集落排水施設は、地域の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に不可 欠な施設であることから、優先度を見極めながら、施設の修繕等を実施しています。

(2) 点検・診断等の実施方針

施設の機能を常に良好な状態に維持するため、通常点検、定期点検、異常時点検の各種点検を強

化し、異常の早期発見、予防的修繕に取り組み、その状態を適切に判断し、修繕・更新計画に反映 させていきます。

(3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全型の維持管理、修繕等を原則としますが、放流水に影響がない場合は、ケースに応じて 事後保全型の管理を行い、補修・更新費用等の最小化を図ります。

また、施設ごとの健全度や緊急性、また社会的影響など様々な要素を総合的に勘案しつつ、補修更新の時期等に優先順位を付け、市財政の状況を踏まえながら、計画的な補修更新を実施します。

(4) 施設ごとの維持管理に関する実施方針

処理場等の状態を健全に保つために、定期的な点検、診断を実施します。

また、管渠については、カメラ調査の実施により状況把握に努め、最適な修繕方法を検討していきます。

(5) 施設ごとの長寿命化に関する実施方針

下水道施設は市民生活に直結する重要なインフラであるため、予防保全型の長寿命化計画や最適整備構想を策定し、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、トータルコストの最小化に努めます。

また、施設の状況は経年劣化により変化することから、点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に個別施設計画の見直しを行います。

(6) 安全確保の実施方針

飲料水及び生活用水の大部分は、河川や湖沼などの公共用水域に依存しており、住民の生命と生活を守るうえで、水環境の保全は極めて重要なことから、公共用水域の水質に影響を与えることのないよう、施設の維持管理を適正に行います。